

# 土浦市屋外広告物条例の手引き



平成30年4月1日施行

土浦市役所 都市政策部 都市計画課

## はじめに

土浦市は平成 21 年 9 月 1 日に景観行政団体となり、平成 23 年 10 月 1 日には景観計画の策定、景観条例の一部施行（平成 24 年 4 月 1 日より全面施行、届出制度開始）を行い、景観の向上に向けて数々の施策に取り組んできました。景観計画においても、屋外広告物の制限に関する事項を定めており、必要な規制誘導を行い、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止を図っていくために、平成 29 年 12 月 26 日に土浦市屋外広告物条例を公布し、平成 30 年 4 月 1 日より施行しました。

このように、屋外広告物行政と景観行政を一体的に行っていくことが、本市を代表する景観資源である霞ヶ浦・筑波山を始めとした自然景観や、それらを望む眺望景観、風格ある歴史・文化景観など、土浦らしい魅力的な景観の創造に繋がり、まちの個性を引き立たせていくことで、地域の活性化を図っていきます。

## 屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して」、「屋外で」、「公衆に表示」されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。（屋外広告物法第 2 条第 1 項）なお、商業広告のみならず、営利を目的としないものも含まれ、上記の要件を満たすものは全て屋外広告物となります。**その中で適用除外となるもの以外は全て許可を受けて表示する必要があります。**

※屋外広告物に含まれないもの

- ・街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
- ・駅や工場、野球場、遊園地等でその構内にいる特定の人を対象とするもの
- ・音響広告、サーチライト など

## 屋外広告物条例について

看板や広告塔をはじめとする屋外広告物については、情報の受け手にとって有益なものであったり、あるいは街の賑わいづくりに寄与したりするものですが、なされるがまま放置しておけば、至る所に無秩序な状態で氾濫しかねません。そうなれば都市の景観や自然の風景を損なうほか、公衆に対して危害を及ぼす可能性があります。

そのため、屋外広告物の表示掲出にあたって、周囲の景観と調和した適正な広告物の表示やそれを維持していくために必要な規制の基準を条例で定めるものです。

－（市等の責務）－

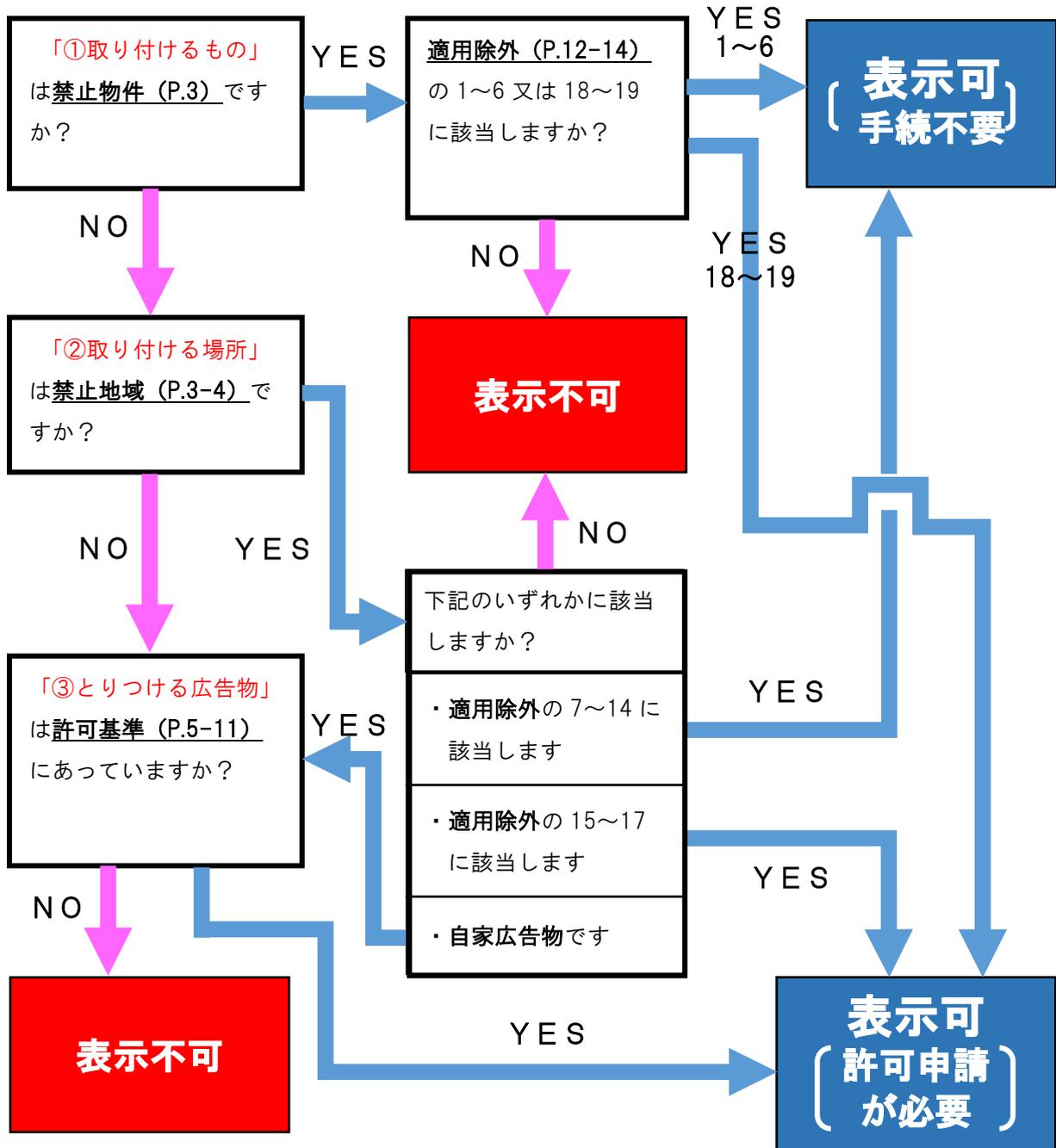
市	条例の目的の達成のため、屋外広告物の表示等について啓発、規制、及び誘導するために必要な施策を実施する。
広告の表示者・管理者・屋外広告業者	条例に適合するよう屋外広告物を表示し、適正に管理するとともに、市が実施する施策に協力する。
土地の所有者	屋外広告物が条例に適合するよう努める
市民	市が実施する施策に協力する

設置可否の判断について（フロー）

以下の3つの要件で基準を満たす必要があります

- ① どのようなものに取り付けるか（ex.建物の壁面，工作物，電柱）
- ② どこ（どのような場所）に取り付けるか
- ③ どのような形・大きさ・色彩のものに取り付けるか

**禁止広告物は、いかなる場合も表示できません**



## 禁止広告物（いかなる場合にも表示してはいけない広告物）

- 著しく汚染し，退色し，又は塗料等の剥離したもの
- 著しく破損し，又は老朽化したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機，道路標識等に類似し，又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

## 禁止物件（原則として広告物を表示してはいけない物件）

- 橋りょう，トンネル，高架の工作物，道路の分離帯
- 石垣，よう壁
- 街路樹，路傍樹，保存樹
- 信号機，道路標識，カーブミラー，パーキングメーター，道路情報管理施設，歩道柵，駒止め，里程標
- 消火栓，火災報知機，火の見やぐら
- 郵便ポスト，電話ボックス，路上変電塔
- 送電塔，送受信塔，照明塔
- 煙突，ガスタンク，水道タンク，その他タンクの類
- 銅像，神仏像，記念碑
- 景観重要建造物，景観重要樹木
- 電柱類へのはり紙，はり札，立看板

## 禁止地域（原則として広告物を表示することができない地域）

### （第1種禁止地域）

（※）市長の指定する区域のみ

- 都市計画法の第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，田園住居地域，風致地区，生産緑地地区
- 市民農園の区域
- 文化財保護法により指定された建造物の所在する敷地，史跡・名勝・天然記念物の所在する敷地（※）  
【建築物】旧茨城県立土浦中学校本館（真鍋四丁目）  
【史跡】上高津貝塚（上高津・穴塚）
- 茨城県文化財保護条例により指定された建造物の所在する敷地，史跡・名勝・天然記念物の所在する敷地（※）  
【建築物】前野家住宅（永井），富岡家住宅（白鳥町），矢口家住宅（中央一丁目）  
【史跡】藤原藤房卿遺跡（藤沢），土浦城跡及び櫓門（中央一丁目），東城寺経塚群（東城寺）  
【天然記念物】真鍋のサクラ（真鍋四丁目），亀城のシイ（中央一丁目）
- 土浦市文化財保護条例により指定された建造物の所在する敷地，史跡・名勝・天然記念物の所在する敷地（※）  
【建築物】郁文館の正門（文京町），中貫宿本陣（中貫），善応寺観音堂（真鍋三丁目），土浦城旧前川口門（中央一丁目），阿弥陀堂（粕毛），水天宮本殿（川口二丁目），等覚寺鐘楼（大手町），東光寺瑠璃光殿（大手町），大聖寺山門・四脚門（永国），鹿島神社本殿・拝殿・鳥居（中村西根），高野家住宅（神

立町), 愛宕神社本拝殿(下高津二丁目), 八坂神社本殿・拝殿・幣殿(真鍋五丁目), 栄稻荷神社本殿附神像及び扁額(桜町二丁目)

- 保安林
- 常磐自動車道及び道路
- 都市公園, 水郷筑波国定公園の区域, 霞ヶ浦(※)
- 官公署, 学校, 図書館, 公会堂, 公民館, 博物館, 体育館, 病院及び公衆便所の建造物並びにこれらの敷地
- 古墳の周囲 100m 及び墓地, 社寺, 教会及び火葬場の敷地(※)

(第 2 種禁止地域)

(※) 市長の指定する区域のみ

第 1 種禁止地域以外の地域又は場所等で,

- 道路及び鉄道から展望できる地域(※)

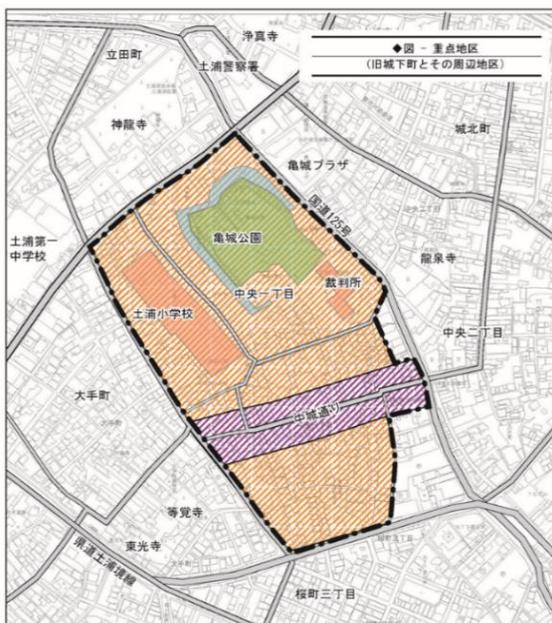
路 線	禁止区域	
常磐自動車道	敷地境界から 500m 以内	
国道	敷地境界から 50m 以内	第 1 種・第 2 種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域は除く
上記以外の道路	敷地境界から 5m 以内	
常磐線	敷地境界から 100m 以内	

- 土浦港の港湾施設内及び駅前広場(※)
- 信号機から 10m 以内の区域(※)

### 屋外広告物特別誘導地区(重点的に広告物景観を誘導していく地域)

土浦市景観計画における景観形成重点地区のうち「旧城下町とその周辺地区」については, 重点地区の中でも特に景観に配慮して整備を行ってきた地区であるため, 特別誘導地区として指定を行い, 歴史的景観の維持・保全を図ります。

<対象エリア>



用途地域による許可地域ごとの許可基準に加え, 下記の基準を満たす必要があります

区 分	設置の可否
自家広告物	可
自家以外の広告物	不可
アドバルーン	不可
屋上利用広告物	不可
ネオン・点滅照明等	不可
蛍光・発光・反射をする塗料・材料	不可

## 許可地域（許可を受けて広告物を表示できる地域）

- <第1種許可地域> 第一種住居地域，第二種住居地域
- <第2種許可地域> 第一種許可地域，第三種許可地域以外の許可地域
- <第3種許可地域> 商業地域

## 許可基準（許可地域において許可を受けるための基準）

### 共通の基準（全ての広告物に共通する基準）

各許可地域ごとに，自家広告物を表示できる面積の上限，高さに違いがあります。

区 分	面積の上限	地上から広告物上端までの高さ
第1種許可地域	150 m <sup>2</sup>	31m以下
第2種許可地域	上限無し	
第3種許可地域		51m以下

また，意匠的にも，下記のような広告物とする必要があります。

- 裏面・側面・脚部等についても表示面と調和した塗装をおこなうなど，良好な景観に配慮する
- ネオン管その他の照明を使用する場合は，屋間における良好な景観の維持に必要な対策を講じる

### 土浦市景観計画との関係

周囲の景観と調和し，良好な景観を創出していくために，土浦市景観計画において，建築物や広告物等の景観形成基準が定められています。そのため，屋外広告物条例の基準を満たすことはもちろんですが，土浦市景観計画の基準についても配慮して屋外広告物を設置する必要があります。

特に，市街化調整区域への住宅以外の建築物（店舗や工場・倉庫など）の建築や大規模な建築物の建築については，景観法に基づく届出も必要になるため，施主や建築業者と調整のうえ申請をお願いします。（届出対象行為の詳しい内容は土浦市景観条例・景観計画をご確認下さい。）

Ex.)彩度の基準を上回る色彩の使用は，屋外広告物も含めて，一方向から見た当該面積の合計が壁面の10%以内になるよう抑える。（外壁材だけではなく，屋外広告物も含めて指導しています）

### 景観形成重点地区の景観特性に合わせた積極的な景観形成を図る（眺望景観の保全→広告物の高さ制限）

地域区分	景観形成重点地区	規制対象	高さの上限
市街化調整区域	× 重点地区以外	野立広告物	10m以下
市街化区域	○（霞ヶ浦湖畔）	野立広告物	10m以下
市街化調整区域	○（霞ヶ浦湖畔，筑波山麓）	全ての広告物	10m以下

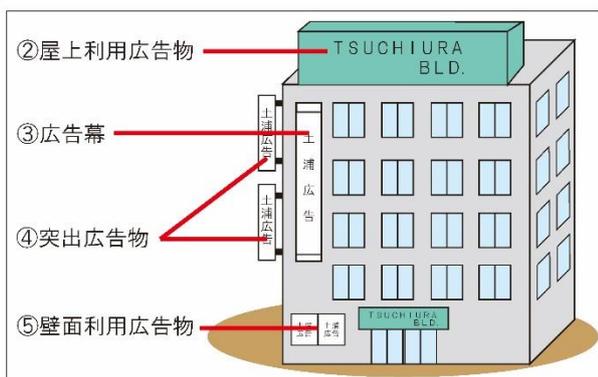
### 広告物ごとの許可の基準

許可を受けて広告物を表示するには，共通の基準（全ての広告物に共通する基準）を満たした上で，広告物の種類ごとの基準に従う必要があります。

#### 【建築物利用広告】

建築物利用広告は，①建築物利用広告に共通の基準と，②～⑤までの個別の広告の種類ごとの基準の両方を満たすことが必要です。

①建築物利用広告に共通の基準



区分	第1種・第2種許可地域	第3種許可地域
合計面積上限	表示面積の合計が、壁面の合計面積の1/3以下	表示面積の合計が、壁面の合計面積の1/2以下
一面面積上限	一方向から見た表示面積の合計が、壁面面積の1/2以下	一方向から見た表示面積の合計が、壁面面積の2/3以下

②屋上利用広告物

区分	第1種・第2種・第3種許可地域
高さ	建築物の高さの2/3以下、かつ ○木造・・・4m以下      ○鉄骨・・・20m以下
形状	屋上の端から突出させない。支柱や骨組みが露出しないよう、外壁等で遮蔽する

③広告幕

区分	第1種・第2種許可地域	第3種許可地域
面積	1壁面につき、合計50㎡以下、かつ壁面面積の1/5以下	1壁面につき、合計100㎡以下、かつ壁面面積の1/5以下
形状	壁面の外壁線から突出させない	同左
	窓その他開口部を塞がない	同左

④突出広告物

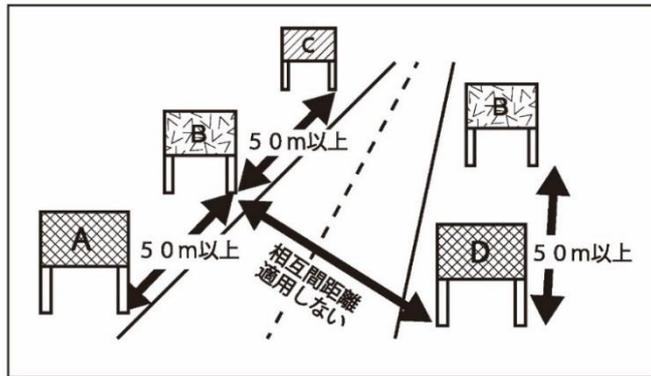
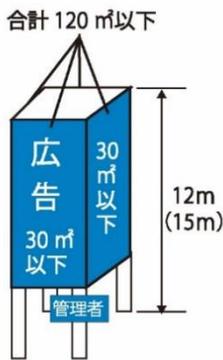
区分	第1種・第2種許可地域	第3種許可地域
高さ	地上から下端までの高さ ○歩道有・・・2.5m以上 ○歩道無・・・4.5m以上	同左
形状	壁面からの出幅1m以下	壁面からの出幅1.5m以下、かつ道路への出幅1m以下
	1壁面につき2列以下	同左
	厚さ0.5m以下	同左
	同じ列に設置するものは出幅及び厚さを揃える	同左
	上端が外壁の上端から突出させない	同左

⑤壁面利用広告物

区分	第1種・第2種・第3種許可地域
面積	1壁面につき合計50㎡以下、かつ壁面面積の1/5以下
形状	壁面の外郭線から突出させない。窓その他の開口部を塞がない

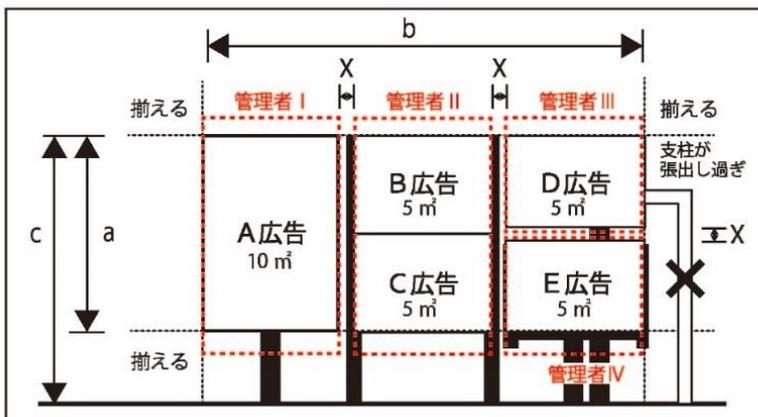
【野立広告物（土地に建植する広告物）】

	（第1種・第2種許可地域、禁止地域の自家広告物）		（第3種許可地域）
	高さ		高さ
高さ	12m以下		15m以下
面積	ただし、第1種禁止地域の自家広告物、筑波山麓地区・霞ヶ浦湖畔地区内、市街化調整区域においては10m以下		
	一面の表示面積	30㎡以下	
面積	一基の合計表示面積	120㎡以下	
位置	他の野立広告からの距離	50m以上	
	鉄道沿線	100m以上	
意匠	彩度12を超える色彩は表示面積の1/4以下		色彩の制限なし
	広告物の見やすい箇所に、管理者の氏名・連絡先を明記（自家広告物を除く）		



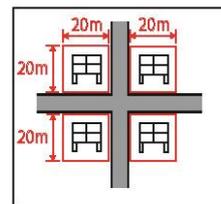
【集合野立広告物】

※設置にあたっては事前に相談をお願いします。

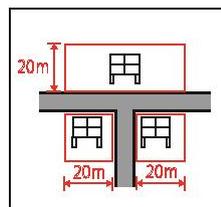


- ・表示面積  $a \times b \leq 30 \text{ m}^2$  (ABCDE いずれも  $5 \text{ m}^2$  以上  $10 \text{ m}^2$  以下)
- ・広告物の高さ  $c \leq 5 \text{ m}$       ・広告間  $X \leq 20 \text{ cm}$

例1) 交差点



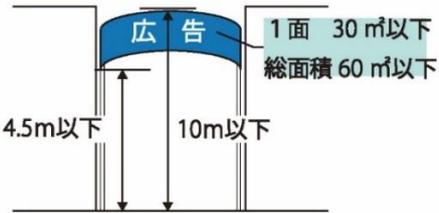
例2) 丁字路

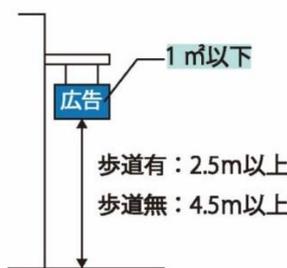
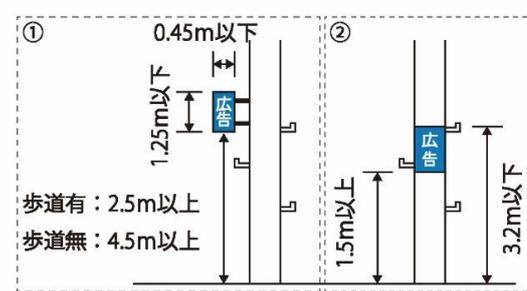
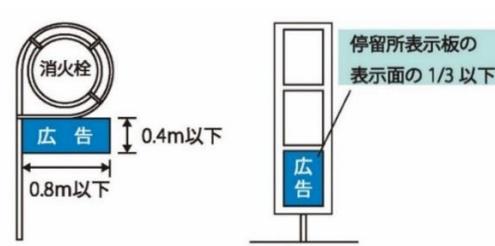


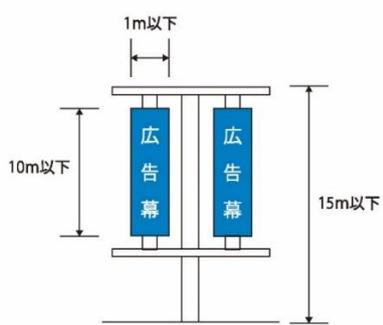
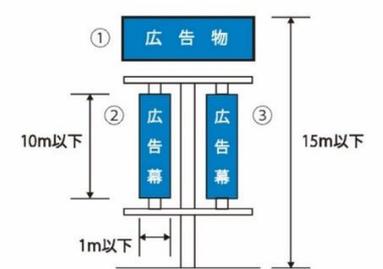
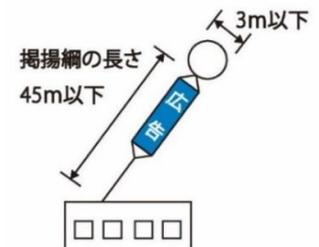
高さ	最高高さ 5m以下
面積	全体で30㎡以内。ただし、構成する個別の広告は概ね5㎡以上10㎡以下とし、一管理者あたりの設置面積上限は10㎡までとする

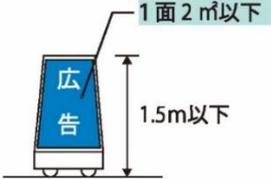
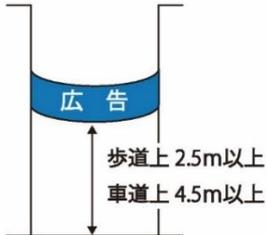
<u>位置</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員 12m以上の道路同士が平面交差する交差点で、住居専用地域を除く地域への設置である</li> <li>・交差・接続点を中心として各角等に1基ずつ（枝数分）設置ができる</li> <li>・交差点の角から20mの範囲の中に設置する</li> </ul>
<u>意匠</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物同士が水平方向・鉛直方向で近接（20cm以内）している</li> <li>・広告物は、外側になる辺の位置を合わせるようにする</li> <li>・表示面積の1/4を超えて彩度12を超える色彩を使用していない</li> <li>・躯体が一体である必要は無いが、支柱等が広告盤面から大きく外側に張り出すもの、歩行者通行等に支障のあるもの、強度が確保できないものとならないようにすること。また、盤面は全て同一方向に向けて表示されていること</li> <li>・支柱等の色は、周辺環境に調和するように配慮すること</li> <li>・ネオン・点滅照明等を用いる広告の禁止</li> <li>・盤面には蛍光・発光・反射をする塗料や材料を使用しない</li> </ul>
<u>緩和事項</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者が違う、躯体が別の広告物であっても近接させて盤面の外線を合わせることで野立広告物間の距離制限（50m）の適用除外とする</li> <li>・信号からの距離（10m以内は禁止区域）の適用除外とする</li> <li>・国道であっても、道路からの距離による禁止地域の範囲を適用除外とする</li> </ul>

【個別の許可基準】

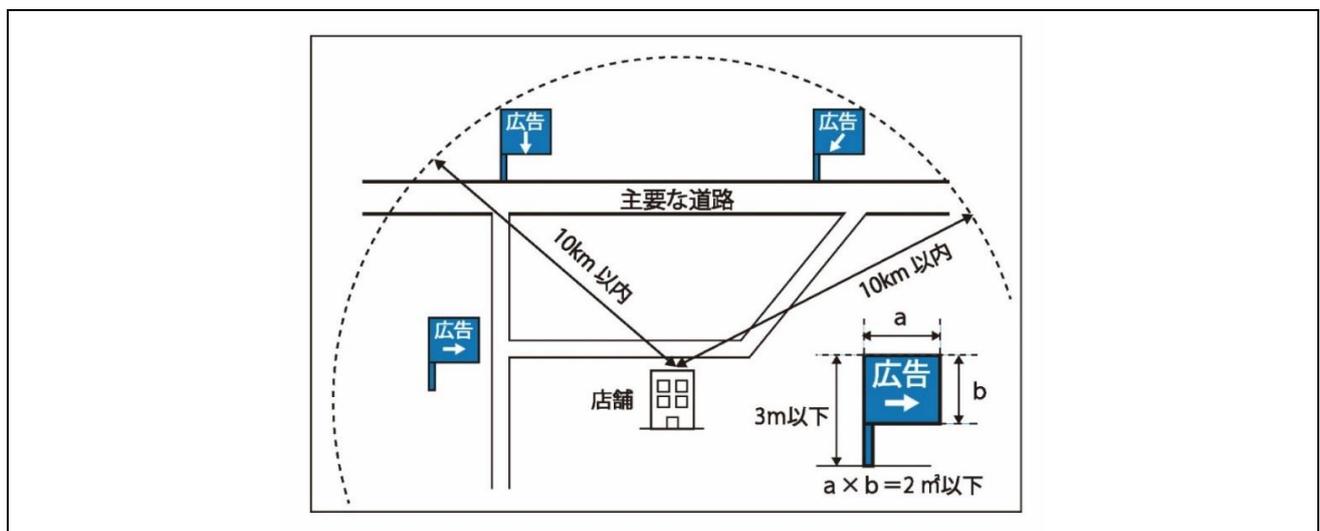
区分	広告の概要	規制内容
はり紙 ポスター	紙等を使用して作製されたものであって、建築物又はその他の物件に表示するもの	1㎡以下
はり札	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、建築物又はその他の物件に表示するもの	0.3㎡
立看板	布、木、金属等を使用して作製されたものであって、建築物又はその他の物件に立て掛けて表示し、又は設置するもの（土地その他物件に建植されるものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木や工作物に立て掛けるもの → 1㎡以下</li> <li>・独立して立てるもの → 1面の表示面積4㎡以下 → 表示面積の合計が8㎡以下</li> </ul>
アーチ	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、道路を横断してアーチ状に建植され表示するもの（広告幕及び横断幕を除く。）	

<p>つり下げ広告</p>	<p>木、金属等の材料を使用して作製されたものであって、建築物その他の物件につり下げて表示するもの</p>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1面の表示面積 1㎡以下</li> <li>・ 地上から下端までの高さ (歩道) 2.5m以上 (歩車道区別無) 4.5m以上</li> </ul>
<p>電柱等利用 広告</p>	<p>①電柱袖付広告 木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、電柱、街灯柱等に支柱をもって取り付け表示するもの</p> <p>②電柱巻立広告 金属等を使用して作製されたものであって、電柱、街灯柱等に巻き立てて表示するもの</p> <p>③電柱塗装広告 電柱、街灯柱等に直接ペンキ等を使用して表示するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しない</li> <li>・ 案内や誘導を目的とする広告であること</li> </ul> <p>①電柱袖付広告 盤面：(縦) 1.25m以下 (横) 0.45m以下 地上から下端までの高さ (歩道) 2.5m以上 (歩車道区別無) 4.5m以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道と車道の境にある電柱等に取り付ける場合は、歩道に突出すること</li> </ul> <p>②電柱巻立広告・電柱塗装広告 地上から 1.5m以上、3.2m以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電柱 1本につき電柱巻立広告と電柱塗装広告を合わせて表示しない</li> </ul> 
<p>標識広告</p>	<p>金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、停留所標識その他これに類するものを利用して表示するもの</p>	

<p>広告幕</p>	<p>布，網等を使用して作製されたものであって，工作物等を利用して掲出されるもの。</p>	<p>【広告幕のみを表示する場合】</p>  <p>・3枚以下，自家広告物であること</p> <p>【野立広告物を併せて表示する場合】</p>  <p>・3枚以下，自家広告物であること  ・一面の面積が30㎡以下で，かつ総表示面積(①+②+③)が120㎡以下であること</p>
<p>電光ニュース・ビジュアルボード等</p>	<p>電光等をもって文字，画像，映像その他の変化する広告内容を表示するもの</p>	<p>屋外広告物特別誘導地区，集合野立看板については使用しない。</p>
<p>アドバルーン</p>	<p>綱をつけた気球を掲揚し，その綱を利用して又は気球に表示するもの</p> <p>屋外広告物特別誘導地区においては使用しない。</p>	
<p>近隣店舗等案内広告</p>	<p>木，金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって，自己の店舗等の位置を表示するもの。</p>	<p>11 ページ参照</p>
<p>車体利用広告</p>	<p>電車，バスその他の車両を利用して表示するもの</p>	

<p>広告旗</p>	<p>布等を使用して作製された旗状のものであって、ポールを固定して表示するもの</p>	
<p>置広告</p>	<p>木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、地面上に置いて表示するもの</p>	
<p>横断幕</p>	<p>道路を横断して表示する広告幕</p>	

【近隣店舗等案内広告（自己の店舗等を案内するために表示し、又は設置する広告物等）】



【設置基準】

- ・ 店舗が主要な道路に面していない等、設置がやむを得ないと認められる理由があること
- ・ 半径 10km の範囲内で、かつ、信号から 5m 以上離すこと
- ・ 1 事業所（店舗）あたり 3ヶ所まで
- ・ 1 面 2㎡以下、かつ、高さ 3m 以下。3 以上の店舗が集合して設置する場合は 5㎡以下
- ・ 表示内容は、店舗等への案内誘導に係る事項のみ
- ・ ネオン、点滅照明、回転灯、蛍光・発光塗料や材料を使用しないこと
- ・ 彩度 8 を超える色彩は、表示面積の 1/4 以下
- ・ 見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先を明記

## 適用除外（禁止地域等でも表示できる広告物）

社会生活を営む上で最小限必要な広告物は、禁止地域や禁止物件であっても、広告物を設置することができます。

### ■自家広告物■（以下の要件を満たせば、禁止地域にも表示可能）

「自己の氏名、店名、事業内容等」を「自己の住所、事業所・営業所等」に表示する広告物

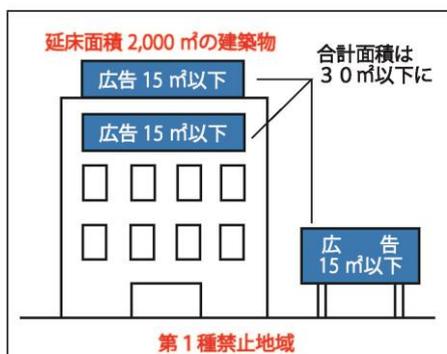
#### 【設置要件】

- 禁止地域・許可地域のいずれでも、第1種・第2種許可地域の許可基準を満たすこと
- 広告物の合計面積が、下表の面積以下であること
- 許可が必要なものは、市長の許可を受けること
- 第1種禁止地域内に表示する野立広告は、高さ10m以下であること（商業地域を除く）

#### 自家広告物の表示面積

	許可不要	許可を受けて表示可
第1種禁止地域	5㎡以下	以下のとおり
第2種禁止地域		100㎡以下
第1種許可地域	10㎡以下	150㎡以下
第2種・第3種許可地域		制限無し

（禁止地域における表示の例）



建築物の床面積	合計面積	1広告物の面積
1,000㎡以下	15㎡以下	15㎡以下
1,000㎡～ 3,000㎡	30㎡以下	
3,000㎡～ 6,000㎡	60㎡以下	
6,000㎡超	90㎡以下	

#### 【自家広告物以外の適用除外】

	種類	禁止地域	禁止物件	許可の要否	条件・備考等
1	法令の規定により表示し、又は設置する広告物等	○	○	否	
2	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等	○	○	否	
3	公職選挙法に基づく選挙運動のために表示し、又は設置する広告物等	○	○	否	

	種 類	禁止 地域	禁止 物件	許可の 要否	条件・備考等
4	自己管理地広告物等で規則に定める基準に適合するもの	○	○	否	合計 1 ㎡以下
5	公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに寄贈者名等を表示する広告物等で規則に定める基準に適合するもの	○	○	否	1 物件 1 個，表示面積の 1/20 以下かつ 0.5 ㎡以下 (表示面が 5 ㎡以下の場合は 1/4 以下かつ 0.25 ㎡以下)
6	煙突，タンクの類に表示する広告物で宣伝の用に供さないもの	○	○	否	周囲の景観と調和した絵画等が対象
7	冠婚葬祭等のため，一時的に表示し，又は設置する広告物等で規則に定めるもの	○	×	否	7 日間
8	工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で宣伝の用に供さないもの	○		否	
9	講演会，展覧会，音楽会等のため，これらの会場の敷地内に表示し，又は設置する広告物等	○	×	否	
10	電車又は自動車に表示する広告物で規則に定める基準に適合するもの (15 ㎡以下の小面積のもの)	○		否	・窓ガラスには表示不可 ・蛍光・反射材は使用不可
11	使用の本拠の位置が本市の区域外の区域内に存する自動車に，当該区域において適用される都道府県等の屋外広告物条例の規定に従って表示される広告物	○		否	
12	人，動物，電車・自動車を除く車両，船舶，航空機等に表示する広告物	○		否	
13	地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○		否	
14	町内会，自治会等が地域の安全や公共の利益のために設置するもの	○	×	否	・1 面 2 ㎡以下，高さ 3m 以下 ・ネオン等，点滅照明，回転灯，蛍光・反射材は使用不可
15	電車又は自動車に表示する広告物で規則で定める基準により許可を受けて表示するもの。(15 ㎡超の面積のもの)	○		要	・窓ガラスには表示不可 ・蛍光・反射材は使用不可
16	道標，案内図板その他公共的目的をもつ広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等	○	×	要	・1 面 5 ㎡以下，高さ 5m 以下 ・信号機から 5m 以上離す

					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネオン等，点滅照明，回転灯，蛍光・反射材は使用不可</li> <li>・見やすい箇所に管理者の氏名・連絡先を明示</li> </ul>
17	交差点付近に設置される集約された広告物（集合野立広告物）	○	×	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野立広告物間の距離制限（50m）の適用除外</li> <li>・信号からの距離制限（10m以内は禁止地域）の適用除外</li> <li>・道路隔離距離の適用除外</li> </ul>
18	公共団体等がその行う地域における公共的な取組に要する費用の一部に充てるため，広告主との契約に基づき表示するもの	○	○	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路清掃・美化</li> <li>・街灯，ベンチ，上屋整備又は管理</li> <li>・公共団体と地域住民等が実施主体となる催事</li> <li>・通行者・利用者の利便性向上，地域活性化，賑わいの創出に寄与するもの</li> <li>・防犯等の公共的取組 等</li> </ul>
19	市が管理する公共施設の維持，修繕その他の管理に要する費用の一部に充てるため，広告主との契約に基づきその管理する施設に表示するもの	○	○	要	

### 屋外広告物を表示する者の義務

管理義務・・・広告物を表示する者や管理する者は，広告物の補修や必要な管理を怠らないようにして，良好な状態に保持しなければなりません。

管理者の設置・・・広告物を表示する場合は，管理者を置かなければいけません。（許可期間の短いはり紙・ポスター，はり札，立看板，アドバルーン，横断幕は除く）

- 【管理者の要件】
- 茨城県屋外広告物条例の規定による屋外広告業の登録を受けている
  - 都道府県，指定都市又は中核市が行う講習会の課程を修了している
  - 屋外広告士の資格に合格している
  - 職業訓練指導員免許（広告美術仕上げ）を所持し技能試験に合格している
  - 職業訓練指導員免許（広告美術仕上げ）を所持し職業訓練を修了している

除却義務・・・広告物の許可期間が満了したとき，許可が取消されたとき，表示が必要でなくなったときは，遅滞なく広告物を除却しなければなりません。また，除却したときにはその旨を市長に届出なければなりません。

※自然災害等で屋外広告物が滅失した際には，滅失届出書（様式第11号）でその旨を届出て下さい。また，周囲に飛散するなどの二次災害につながらないように，十分に安全対策をとってください。

## 屋外広告業の登録について

茨城県で屋外広告業を営むものは、茨城県知事の登録を受ける必要があります。土浦市内で屋外広告物を設置するには、茨城県内の登録業者に依頼しなければなりません。

→登録に関するお問い合わせ窓口は「茨城県都市計画課」となります。

## 違反に対する措置

違反広告物に対する措置は、以下のように行われます。

(1) 勧告	違反広告物の表示者や管理者に対して表示の停止、除却、その他良好な景観の形成・風致の維持・公衆に対する危害防止のために必要な措置を執るよう勧告することができます。
(2) 公表	勧告を受けた者が、正当な理由無く勧告に従わないときは、その旨を公表することができます。
(3) 措置命令	・勧告に従わずにその旨を公表された後、なお正当な理由無く必要な措置を執らなかつた場合、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を執るよう命ずることができます。 ・公衆に対する危害防止のため特に必要なときは、勧告・公表をすることなく表示・設置の停止、除却や危害防止のために必要な措置を命ずることができます。
(4) 違反である旨の表示	(3)の措置を命じても、特別な理由無く措置を履行すべき期限を経過した場合は、広告物に条例に違反している旨表示することができます。

**簡易除却**・・・屋外広告物法に基づき、違反広告物のうち「はり紙」「はり札」「広告旗」「立看板」を市長自ら除却すること、また、委任した者に除却させることができます。

**立入検査**・・・市長は条例を施行するために必要な限度で、広告物の表示者・管理者から報告若しくは資料の提供を求めたり、職員に広告物の存する土地や建物への立入検査をさせることができます。

## 罰則（100万円以下の罰金）

土浦市屋外広告物条例に違反した場合は、罰金刑に処せられることがあります。

- (1) 禁止地域や禁止物件の規定に違反して広告物を表示したとき
- (2) 許可を受けずに広告物を表示したとき
- (3) 許可を受けずに広告物の変更・改造を行ったとき
- (4) 広告物を除却しなければならないときに、除却しなかつたとき
- (5) 違反に対する措置命令に従わなかつたとき
- (6) 報告をしない若しくは虚偽の報告をしたり、検査や質問に対して拒否や忌避、虚偽の答弁をしたとき

許可期間, 許可申請手数料

区 分	許可期間	手数料
はり紙・ポスター	1 月以内	300 円／50 枚
アドバルーン	1 月以内	1,700 円／1 個
横断幕	1 月以内	650 円／1 枚
立看板	3 月以内	300 円／1 枚
はり札	1 年以内	500 円／10 枚
つり下げ広告	1 年以内	450 円／1 枚
電柱等利用広告	1 年以内	300 円／1 枚
広告幕	3 年以内	800 円／1 枚
標識広告	1 年以内	300 円／1 枚
広告旗	1 年以内	500 円／1 枚
置広告	3 年以内	1,000 円／1 基
野立広告	3 年以内	照明無し (300 円／㎡毎) 照明有り (400 円／㎡毎) 土地の上に木, 金属等耐久性のある素材を使用して建植されたもので, 塔状に表示されるものを含む。
建築物利用広告	3 年以内	照明無し (300 円／㎡毎) 照明有り (400 円／㎡毎) ただし, 広告幕は手数料 800 円／1 枚とする。
アーチ	3 年以内	照明無し (300 円／㎡毎) 照明有り (400 円／㎡毎)
電光ニュース・ビジュアルボード等	3 年以内	6,000 円／1 基
近隣店舗等案内広告	3 年以内	照明無し (800 円／2 ㎡毎) 照明有り (900 円／2 ㎡毎)
車体利用広告	3 年以内	650 円／3 ㎡毎

## 許可申請の手続き

土浦市内で屋外広告物等を設置する場合には、土浦市都市計画課に許可申請をしてください。

### 屋外広告物の設置を検討

#### 【調査・事前協議】2ページのフローなども参考に

- ・設置場所予定場所の地域区分や設置可能面積，許可基準等について確認してください。場合によっては他法令の手続きが必要になる場合があります。基準を満たしていない場合は，計画を見直す等修正をお願いします。
- ・「集合野立広告」については、交差点景観向上のために導入した制度であり、交差点の現況や設置状況を考慮し設置を進めていく必要があります。そのため、設置にあたっては事前協議をお願いします。

#### 【許可申請】 設置予定日の 30日前までに許可申請

(必要書類)・許可申請書(様式第1号)

- ・設置場所の位置図(見取図)、カラー写真、仕様書・意匠図・構造図等
- ・管理者が必要な場合は資格証明の写し

(近隣店舗等案内広告の場合)既に設置している近隣店舗等案内広告の設置場所を示した図面

高さが4mを超える広告塔・広告板等については、建築基準法に基づく建築確認が必要となります。

※設置者・管理者の住所・氏名の変更・・・様式第10号 設置者名称等変更届出書

※設置者・管理者の変更・・・様式第9号 管理者等(設置・変更)届出書

※広告物の変更(改造)・・・様式第4号 (変更・改造・移転)許可申請書

【審査】許可基準や添付書類を確認し、許可の可否について判断

許可基準を満たしている

【許可】(申請手数料の納付、許可書の交付)

### 屋外広告物の設置

許可期間の満了(表示を継続する場合、取止める場合、いずれの場合も手続きが必要です)

- 継続して表示 継続表示等許可申請書(様式第6号)、自己点検書(様式第7号)、カラー写真、管理者が必要な場合は資格証明の写し
- 表示しない 屋外広告物を除却後、除却届出書(様式第12号)、除却前後のカラー写真

■問い合わせ先■詳細に関しましては、市ホームページをご覧ください。<http://www.city.tsuchiura.lg.jp/>  
土浦市役所都市政策部都市計画課(計画係)  
〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号  
TEL 029-826-1111(代表) / FAX 029-826-3401 / e-mail toshikei@city.tsuchiura.lg.jp